

休眠預金等のお取扱いについて

お客様各位

宇和島信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由をいいます。

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の再発行 ・通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く）若しくは繰越 ・キャッシュカードの再発行 ・カードローン契約の終了 ・総合口座の組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る） ・総合口座に組入した定期預金に異動事由が生じたこと
貯蓄預金	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の再発行 ・通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く）若しくは繰越 ・キャッシュカードの再発行
納税準備預金	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の再発行 ・通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く）若しくは繰越
通知預金	<ul style="list-style-type: none"> ・証書の再発行 ・解約予定日の設定又は変更
定期預金	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳又は証書の再発行 ・通帳又は証書の記帳（記帳する取引がない場合を除く）若しくは繰越 ・定期方式の変更（証書 ⇄ 通帳 通帳 ⇒ 通帳） ・総合口座の組入解除（平成31年3月1日以降のものに限る） ・総合口座に組入した普通預金に異動事由が生じたこと

<p>積立定期預金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳の再発行 ・通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く）
<p>定期積金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳又は証書の再発行 ・通帳の記帳（記帳する取引がない場合を除く）
<p>上記の預金を含む 当庫取扱いの預金 全種類共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳・証書・印鑑の喪失届の受付